

議事録・議事概要

審議会等の名称	阿見町地域包括支援センター運営協議会 阿見町地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和2年3月16日（月）午後1時30分から午後2時25分
開催場所	阿見町総合保健福祉会館 講座室
議 題	第一部 令和元年度第二回阿見町地域包括支援センター運営協議会 1. 阿見町地域包括支援センター運営協議会設置要綱改正について 2. 阿見町地域包括支援センター事業実施状況について 3. 令和二年度事業計画（案）及び予算（案）について 4. 予防給付マネジメント業務の委託について 第二部 令和元年度第二回阿見町地域密着型サービス運営委員会 1. 令和元年度地域密着型サービスの現況等について 2 地域密着型サービスの指定・更新について 3. その他
公開・非公開の別	公開

議事結果	第一部 (事務局) 阿見町地域包括支援センター運営協議会設置要綱改正について 事務局説明 (議長) 異議なしでそのまま承認 (事務局) 阿見町地域包括支援センターの運営状況について 事務局説明 (議長) 何かご質問ありますか？ (委員) ほのぼの交流会は実施しないということですか？そうすると。 (事務局) ほのぼの交流会ということでさわやかセンターの会場で行ってきたわけですが、かなり該当する方が多くなってきたということで年齢を引き上げて、75歳まで引き上げることで考えていましたけれども、開催するにあたっては協力していただけるボランティアさんが減少し、会場が手狭ということなどがありまして色々総合的に考えたところ見直さなければいけないような時期にもうきておりまして、内容協議した結果、それを一体化とした事業として場外に出てお食事を兼ねたそこで社会福祉協議会のほうでもみなさんにお伝えできるような情報提供をさせていただいて交流の場として参加していただければと考えています。 (委員) 会場でやるのはもう無くなっている？無くしている？ (事務局) はい、そちらの方向で今、考えております。 (委員) P14の(5)包括的支援事業で在宅医療・介護連携事業があるでしょう？相談窓口はどこにあるの？町が設置する在宅医療・介護連携相談窓口と連携という相談窓口はある？どこのところ？ある？ (事務局) 町としてまだ設置が出来ていませんが現状で地域包括支援センターの方で実質的に相談を受けてくださっているような状況です。ここに書いてある町が設置する窓口と連携ということはこれからになります。 (委員) 連携推進事業のことですね？ (事務局) そうです。
------	---

	(委員) いつごろ設置するの？ (事務局) これからです。 (委員) これから？令和２年度？ (事務局) 令和２年４月以降になると思います。設置の方法につきましては、別途こちらの運営協議会でご案内となると思いますが現状は町として明確にこの窓口として表記して設置しているとか、どこかに委託するとか正式に包括支援センターに窓口をお願いしているということはないです (委員) そうですね。いずれにしても国が在宅医療と介護を連携しなければならないと言っているので、町も知りませんとは言えない。難しいということは分かる。訪問診療する人が居ないから。地域ケア会議でも言っているのだけれども。なるべく早くやった方が言いと思います。 (議長) 予防給付マネジメントについて説明を願う 事務局説明 (事務局) 19 ページの令和二年度阿見町地域包括支援センター収支予算（案）についてご説明した後に予防給付マネジメントについてご説明いたします。 事務局説明 (議長) 何かご質問がありますか？ 1 つだけちょっと教えてもらいたいのですが？20 ページと 19 ページの見方なのですが、支出項目で見たいのだけれどもかなあと思っていて、ずっと予算を見ているのですが介護予防業務委託料が 20 ページのセンター委託料予算事業別内訳の中とのどの数字と合うのかがちょっと分からなくて。多分介護予防ケアマネジメント委託料がそれに当てはまるのかなあと思ってるのですがそこの数字が出てこないの。この 20 ページの介護予防ケアマネジメント 5,037,540 円の数字が 19 ページ令和二年度阿見町地域包括支援センター収支予算（案）の中のどこに反映されるかがちょっと読めなくて。19 ページの介護予防業務委託料の中にこれが入っているのかどうか分かれば大丈夫です。他は予算が上から数字が合っているの、ここだけ数字が合わないの。これが何故合わないのか？ (事務局) 市区町村受託金収入の中に含まれております。
--	---

	(事務局) 収入の部分が含まれていて、あとは介護予防業務委託料に含まれています。 (議長) 私の意図としては 20 ページの支出項目が全部並んでいると思って見ていましたが、19 ページを支出項目から上からざっと眺めると全部一致するのだけでも、公課費までは一致するけれども介護予防業務委託料の所だけがここの数字が合わなくて、介護予防ケアマネジメント委託料のところが、収入のところか支出なのかがはっきりしないですけれども。私は 20 ページの支出の予算だけは見てはいるので。この数字がどこの数字に合うのかちょっとわからなくて、その確認です。 (事務局) 20 ページについては業務委託料の内訳になるけれども、介護予防ケアマネジメント委託料の部分だけに関してだけは、ケアマネジメント A とケアマネジメント B、それから介護報酬として包括支援センターのほうに入る収入を委託費として計上しています。包括支援センターのほうに介護保険収入として入る部分に関しては、ケアマネジメントのお金と後は予防支援費という支援の方の給付費が入りますが、ここは含まずにケアマネジメント委託料の部分だけを計上することとしております。その金額がこちらに出ている 5,037,540 円です。19 ページの介護予防業務委託料につきましては、包括支援センターから出ていくお金の総額になっていますので、町から委託しているケアマネジメント費と予防給付として入ってくるお金を合わせた中から包括支援センターが他の居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託している分、それを本来であればケアマネジメント費として国保連合会から支給されるものですが、一旦包括支援センターに入り、包括支援センターから居宅支援事業所にお金が又流れていく形になりますので経由してしまうことによって包括支援センターから支出する形になっております。そこはケアマネジメント委託している分と予防給付を委託している分と全ての分を合わせて包括支援センターから出ていくことになるので、ここの支出介護予防マネジメント委託料についてはケアマネジメントと介護予防給付費の委託先事業所に支払う分とその振込する時の手数料がかかりますので手数料という形で 144,000 円が計上されていきます。町か
--	--

	ら支払う予算につきましては、5,037,540 円は収入,市区町村受託金収入の中に含まれてしまっています。 (議長) 20 ページは収入と支出が混在しているものだというふうに見ればいいだけのことですね？それだけの確認です。 (事務局) そうですね、はい。 (議長) 分かりました。 これは混乱を招くのでこれからは収入と支出を整理してもらったほうがこれからはいいのかなと思います。 (事務局) 表記の仕方が複雑ですのでちょっと分かりやすい表記の仕方に次年度以降訂正をさせていただきます。 (議長) 他に質問はありますか？ 予防給付マネジメント業務の業務委託事業所の状況について説明を願う。 (事務局) 業務委託契約事業所についてご説明いたします。 (議長) はいありがとうございました。 (議長) 阿見町地域包括支援センター運営協議会を終わる。 第 2 部 ～阿見町地域密着型サービス運営委員会議事～
--	--